

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 477

平成20年 7月22日(火曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行) 株式会社ノースアイランド

東京本社) 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F

Tel. 03-3216-2004 Fax. 03-3216-0439

大阪支社) 大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F

Tel. 06-4799-2004 Fax. 06-4799-0539

経 営

税務会計

買収防衛策を抑制する経産省指針 経営者は株主へ明確な説明が必要

今年3月期決算企業の提示株主総会は6月末でヤマを越えたが、「敵対的買収防衛策」のための「定款変更総会」と言われるくらい導入議案を盛り込んだ企業が続出した。6月総会で213社、そのうち74社が定款変更する特別決議案を諮った。特別決議案には出席株主の3分の2以上の賛成が必要と、ハードルが高い。残る139社は株主の過半数でよい普通決議案を提出したとみられる。

買収防衛策の大半は、事前警告型と呼ばれるタイプ。買収者に対してその目的や経営戦略などの説明を求め、買収提案を評価する。問題は発動要件の中身で、経営陣に都合よく解釈できる内容も多く、発動乱発を懸念する声が多い。

最近では発動の可否を株主総会で問う株主判断型も増えた。食品会社の防衛策発動を認めた司法判断が追い風となって、株主の判断を仰いだ方が法的な安定性が増す、との考え方である。

しかし、6月上旬に経産省が発動要件を厳しくする立場を改めて打ち出した「『企業価値研究会』報告書」では、買収者への対価としての金銭処理を歓迎しない見解が述べられている。外国人らによる対日投資を鈍らせる投資機会の排除を懸念していることが理由。買収を止めさせるのではなく一時停止し、双方が企業成長への議論の場と時間を十分に作ることを目指す。経営者は、防衛策導入について株主への明確な説明を求められることが不可避になるであろうと思われる。

“タンス株”はいまだ約130億株 株券電子化開始前に名義の確認を

上場会社等の株式に係る株券は2009年1月からすべて電子化される。株券電子化は、上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止し、株券の存在を前提とした株主権の管理を、証券保管振替機構および証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行おうとするもの。

証券保管振替機構がこのほど発表した「保管振替制度の利用状況に関する調査」結果によると、個人投資家が自宅や金庫で保管しているいわゆる“タンス株”が今年3月末時点で約130億株にのぼることが明らかになった。

株券電子化が実施されると株券は無効となり、タンス株は、株主名簿上の名義で、発行会社が開設する「特別口座」で管理される。株券を所有者本人の名義に書き換えておかないと、本人以外の名義の特別口座で管理される。特別口座で管理される株式の名義を本人名義に書き換えておかないと、名義上の株主が勝手に株式を売却してしまうなど、株主としての権利を失うおそれもある。

今年3月末現在、上場企業の株式総数3,802億株のうち3,177億株が振替機構に預け入れられているが、預託されていない1625億株のうち、法人が独自に保管している分などを除いた個人のタンス株は約130億株にのぼる。

証券業界では、タンス株所有者に対し、できるだけ早めに、株券の名義を確認・書換手続きをして、証券会社等を通じて振替機構に預託することを勧めている。

今週のキーワード

企業価値研究会
報告書

最初は05年で経産省・法務省は報告書を基に指針を出し、現在まで約500社が買収防衛策を導入している。法的拘束力はないが第2弾ガイドラインで事実上の指針。第2弾は発動要件を厳しくし株主判断型に否定的な見方を示した。それは司法の判断は別にして、経営側の「自己保身的な乱発」と日本企業特有の「株式持ち合い」を防ぐためにクギを刺した形。投資機会を排除する日本企業の閉鎖性を戒め、発動要件を厳格、限定的にした。東証もルール厳格化に取り組む。